

警視庁地域部長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丁生企発第238号
令和3年4月1日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

地域警察活動における地域警察職員の感染防止の徹底等について(通達)

警察職員における新型コロナウイルス感染症への対策等に関しては、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丙教厚発第1号ほか。以下「官房長通達」という。)等において指示がなされたところであるが、各位にあっては、下記について留意の上、引き続き、地域警察活動における地域警察職員の感染防止等を徹底されたい。

記

1 不特定多数の者に対応する際の感染防止対策

地域警察活動は、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持しながら、すべての警察事象に即応する活動を行うため、事案の詳細が明らかではない現場への第一臨場や交番・駐在所等において不特定多数の市民と接触する機会が多くある。

よって、街頭活動や交番、駐在所等での市民応接活動に従事する地域警察職員に対しては、マスクの携行及び状況に応じた着用、石けんによる丁寧な手洗い及びアルコール消毒液による手指消毒の感染防止対策を励行するよう指導すること。

2 交番等において受理等する物品からの感染防止対策

地域警察活動は、交番、駐在所等における拾得物の受理、職務質問における所持品検査等の場面において、様々な物品に触れる機会が多いため、地域警察職員に対しては、手袋の装着や事後の丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒等を励行させること。

なお、血液や体液が付着している物品に触れる場合は、対応する警察職員に手袋、マスク等の装着を徹底させること。

3 地域警察部門の職員が感染した又は感染の疑いがある場合の措置

新型コロナウイルス感染症に地域警察部門の職員が感染した又は感染の疑いがある場合は、官房長通達等に従って、必要な措置をとるとともに、本件担当宛てにも報告を行うこと。